

審 議 速 報

次の協議会を次のとおり開催した。

協議会名称	令和元年度第2回湘南東部地区福祉有償運送市町共同運営協議会
開催日時	令和元年8月16日（金）午後2時から2時50分まで
開催場所	寒川町役場本庁舎議会第1・2会議室
出席者 ※会長等◎ 副会長等○	◎早川正※会長代理、○三觜忠、手塚明美、中間鐵郎、矢内健、吉川美香、亀山浩、 小泉伸介(代理)、山本まり子、荻野誠、永井和江
次回開催予定日	令和元年11月18日（月）午後2時から
問い合わせ先	担当：寒川町役場福祉課総務担当 電話番号：0467-74-1111（内線142） メールアドレス：fukushi@town.samukawa.kanagawa.jp
会議の概要	1 開会あいさつ 2 議題 <協議事項> (1) 自家用有償旅客運送更新登録申請について（藤沢市・茅ヶ崎市） ・福祉クラブ生活協同組合、一般社団法人ふれあいの郷、社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会、特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブのびのびから提出された更新登録申請について申請のとおり合意に至った。 質疑等 (以下、福祉クラブ生活協同組合の案件について) ・運送しようとする旅客の範囲（二）について、歩行困難や知的障害などの理由が記載されていない部分があるので、明確に記載してほしい。 →確認の上、対応する。 ・利用料金について、旧料金の記載があるが、前回更新時と変更がないのであれば削除すべき。 →前回更新時の書類のままとなっていたので修正する。 (以下、一般社団法人ふれあいの郷の案件について) ・運送しようとする旅客の範囲（二）肢体不自由者について、身体障害者とは別で

タクシーに乗ることができない旅客という解釈か。

→車椅子利用者であることや介助が必要なことなどを理由として、肢体不自由者の対象としている。

- ・タクシー車両については、ユニバーサルデザイン化が進んでいて、車椅子利用者もタクシーに乗ることができるようになってきている。タクシーと福祉有償運送との棲み分けは必要であり、車椅子利用者であることだけで登録対象となるという事は避けていただきたい。

→対象基準について事業者と確認の上、今後対応を進めていく。

- ・運送しようとする旅客の範囲（二）についてはガイドラインなど基準があると思うが、福祉有償運送の利用対象について行政と事業者で聞き取り確認などの調整はしていただきたい。

→旅客の範囲について基準は定めているが、肢体不自由者で単独での移動が困難な方については協議会の中で認めるという方法もある。また登録申請時においては運輸支局内での審査時に確認をさせていただいている。(国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局 小泉様より回答)

(以下、社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉協議会の案件について)

- ・「旅客の名簿」に記載されている実人数と「身体状況等、態様ごとの会員数」に記載されている延べ人数について、態様の関係で重複があることから異なっているが、登録申請の説明においてはどちらが正しいのか。登録者数を確認する必要があることから実人数が望ましいのでは。

→特に説明時のルールはないが、今後は「旅客の名簿」に記載されている実人数で統一するよう調整する。

- ・運行管理マニュアル内において、運転者の定年を満 80 歳としているが、安全管理はどのように行っているか。

→出発時と帰着時に体調等の確認を行っているほか、利用者から乗車時に気になったことや不安なことはあったかなどの聞き取りを行っている。

3 その他

第 4 回運営協議会日程変更の連絡 (旧) 2/21 (金) → (新) 2/20 (木)

4 閉会